

昭和56年6月1日

第 840 号

広報

うえだ

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田224100
印刷 田 辺 印 刷



盛況だった資源活用広場

市民の皆さんに好評の「資源活用広場」は、5月10日、市役所駐車場で開かれました。当日は、3万人もの人がつめかけたというだけあって、どこも押すな押すなの盛況ぶりでした。

主な内容

臨時市議会開く	2・3ページ
水道特集	4～6ページ
別所越戸線が開通	7ページ
ボルノ自動販売機の追放を	8ページ
少年補導委員の活動にご理解ご協力を	9ページ
「海の家」のご利用を	10ページ
参加してみませんか城下町上田めぐり	11ページ
ジュニア早朝テニス(硬式)の受講生募集	12ページ
同和問題を考える	13ページ
おくやみ	14ページ
環境保護月間特集	特集 1～4ページ

市民の動き

(5月1日現在)

総人口	112,903人	(+406)
男	55,089人	(+264)
女	57,814人	(+142)
世帯数	34,087世帯	(+433)

() 内は前月比です。

議長に松野さん

副議長に小林(信)さんを選出

《臨時市議会開く》

五月八日、市議会臨時会が開かれ、正副議長選挙、監査委員の選任などを審議しました。その結果、新しい議長には松野量平さん、副議長には小林信一さん、監査委員には竹内義憲さんが、それぞれ選ばれました。

常任委員会

特別委員会の構成決まる

市議会常任委員会委員、特別委員会委員の構成が決まりました。

常任委員会委員

○は委員長 ○は副委員長 任期二年 敬称略

▽総務文教委員会

○堀内 伝、
○水出善助、中畑房治、西川秀栄、
桜井啓喜、杉松 進、小林信一、
関 延雄、中沢一広

▽産業経済委員会

○石井重義、
○母袋悦男、竹内義憲、小山正俊、
中村 寛、宮下則夫、成沢捨也、
斉藤吉栄、村上和夫

▽厚生委員会

○西沢永次、
○佐藤良和、腰原徳一、小池重徳、
小林軍治、葦沢 達、上原 憲、
松野量平、山田 保

▽建設委員会

○春原実男、
○中島浩一、細谷広務、香山祐三、
郎、山極安宗、武重 治、池上一、
巳、萩原正治、多田忠正

各種議員及び委員

小林軍治、山極安宗、細谷広務、
小林信一、松野量平
▽真田町外一市一町共有財産組合

議長 松野量平さん



会社社長、市議四期、六十二歳、
中央五(上房山)

副議長 小林信一さん



農業、市議四期、五十二歳、神
科山口

監査委員 竹内義憲さん



農業、市議三期、六十歳、別所
温泉(上手)

就任あいさつ

上田市議会議長

松野量平

議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。このたび、上田市議会のご推せんをいただき、議長に就任いたしましたことになりました。まことに光栄に存じますとともに、その責任の重大さを深く痛感しております。もとより微力の私であります。議員、理事者、並びに市民の皆様のご指導ごべんたつにより、市政

の伸展と公正な議会運営に全力を傾注する所存であります。民主主義社会においては、特に政治や行政にたずさわっている者、経済の発展に伴い、生活環境の整備を求める住民のかたがたの要望が多様化する中で、個性豊かな地域造りのため、最善の努力をいたしたく考えております。

どうぞ市民の皆様におかれましては、暖かいご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。議長就任のごあいさつといたします。

特別委員会委員

○は委員長 ○は副委員長 任期二年 敬称略

▽新幹線対策特別委員会

○山極安宗、○桜井啓喜、松野量平、小林信一、水出善助、葦沢 達、成沢捨也、堀内 伝、萩原正治、山田 保、杉松 進

▽国道バイパス特別委員会

○香山祐三郎、○腰原徳一、松野量平、

小林信一、母袋悦男、春原実男、
中島浩一、中沢一広、細谷広務

▽別所線対策特別委員会

○宮下則夫、○斉藤吉栄、松野量平、小林信一、石井重義、竹内義憲、西川秀栄、上原 憲、春原実男、佐藤良和、杉松 進

▽高速自動車道対策特別委員会

○松野量平、○小林信一、細谷広務、腰原徳一、斉藤吉栄、中沢一広、小林軍治、武重 治、小山正巳

議会運営委員会決まる

議会運営委員会委員が、次のとおり決まりました。(○は委員長 ○は副委員長 敬称略)

○上原 憲、○成沢捨也、水出善助、石井重義、宮下則夫、武重治、中村 寛、山田 保、池上一巳、小池重徳

会委員

山田 保、上原 憲
▽部落解放審議会委員 山田 保、小池重徳

▽工場公害防止助成審議会委員

斉藤吉栄、宮下則夫

▽交通運輸対策会議委員

杉松 進、小山正俊、上原 憲、

各種議員及び委員

任期二年 敬称略

▽損害評価会委員

宮下則夫

中村 寛

▽農業委員会委員

小林信一

小山正俊、小池重徳、細谷広務

▽消防委員会委員

関 延雄

成沢捨也、西沢永次、中島浩一

齊藤吉栄、宮下則夫、中村 寛

細谷広務、小山正俊、上原 憲

▽上田市外八か町村病院組合議員

堀内 伝、小林信一、宮下則夫

村上和夫、西沢永次、山田 保

腰原徳一、佐藤良和、香山祐三郎

山極安宗

▽上小衛生施設組合議員

中畑房治、水出善助、小林信一

母袋悦男、成沢捨也、竹内義憲

松野量平、上原 憲、葦沢 達

中島浩一、武重 治、池上一巳

▽上田市・真田町じんかい焼却場組合議員

中沢一広、水出善助

成沢捨也、小山正俊、西沢永次

山田 保、小林軍治、葦沢 達

萩原正治、春原実男

▽大星斎場組合議員

西川秀栄

桜井啓喜、中村 寛、竹内義憲

松野量平、葦沢 達、多田忠正

萩原正治

▽上小地域広域行政事務組合議員

中沢一広、中畑房治、西川秀栄

齊藤吉栄、母袋悦男、山田 保

小林軍治、山極安宗、細谷広務、小林信一、松野量平

▽真田町外一市一町共有財産組合議員

関 延雄、杉松 進

中村 寛、村上和夫、小林軍治

香山祐三郎

▽青木村及び上田市共有財産組合議員

堀内 伝、中沢一広

小山正俊、齊藤吉栄、竹内義憲

小林軍治、小池重徳、武重 治

萩原正治

▽上小老人福祉施設組合議員

西川秀栄、齊藤吉栄、西沢永次

多田忠正

▽駐車場管理委員会委員

水出善助、石井重義、中島浩一

▽社会教育委員 関 延雄

▽スポーツ審議会委員 杉松 進

▽図書館協議会委員 桜井啓喜

▽博物館協議会委員 桜井啓喜

香山祐三郎

▽信濃国分寺資料館協議会委員

桜井啓喜、香山祐三郎

▽青少年問題協議会委員

杉松 進、関 延雄、小山正俊

佐藤良和、小池重徳、武重 治

▽福祉事業センター運営委員会委員

桜井啓喜、竹内義憲

佐藤良和、小林軍治、山極安宗

▽産院運営審議会委員 小林信一

松野量平、西沢永次、春原実男

▽解放会館運営審議会委員

山田 保

会委員 山田 保、上原 憲

▽部落解放審議会委員 山田 保

小池重徳

▽民生委員推せん会委員

腰原徳一、中島浩一

▽公害対策審議会委員 中畑房治

宮下則夫、上原 憲、細谷広務

▽国民健康保険運営協議会委員

西川秀栄、成沢捨也、葦沢 達

佐藤良和、多田忠正

▽国立東信病院整備促進委員会委員

杉松 進、村上和夫

小池重徳、細谷広務

▽募金審査委員会委員 中畑房治

腰原徳一、池上一巳

▽安全会議委員 石井重義

香山祐三郎、松野量平

▽日照調整委員 腰原徳一

▽塩田地区有線放送電話運営委員会委員

堀内 伝、竹内義憲

佐藤良和、山極安宗

▽農業振興融資あっせん委員会委員

石井重義、中村 寛

村上和夫、小山正俊、竹内義憲

▽農業構造改善事業協議会委員

中村 寛、中島浩一

▽農村総合整備モデル事業推進協議会委員

石井重義、母袋悦男

細谷広務、香山祐三郎、葦沢 達

中村 寛、小林信一

▽林道蝶ヶ原線管理委員会委員

母袋悦男、山極安宗

▽中小企業融資あっせん委員会委員

母袋悦男、成沢捨也

齊藤吉栄、宮下則夫

▽工場公害防止助成審議会委員

小林信一、母袋悦男、腰原徳一

細谷広務、武重 治

▽勤労者福祉センター運営審議会委員

関 延雄、中村 寛

松野量平

▽勤労青少年ホーム運営審議会委員

関 延雄、宮下則夫

山極安宗

▽働く婦人の家運営審議会委員

村上和夫、葦沢 達、武重 治

▽土地開発公社理事 中沢一広

齊藤吉栄、上原 憲、萩原正治

▽産業開発公社社員 松野量平

小林信一、堀内 伝、石井重義

西沢永次、春原実男

▽同和对策事業推進委員会委員

堀内 伝、水出善助

▽交通運輸対策会議委員

杉松 進、小山正俊、上原 憲

春原実男

▽防災会議委員 中沢一広

宮下則夫、西沢永次、武重 治

松野量平、小林信一

▽農政推進協議会委員 石井重義

多田忠正

▽小売商業活動調整審議会委員

水出善助、成沢捨也、佐藤良和

池上一巳

▽旅館建築審査会委員 西川秀栄

齊藤吉栄、腰原徳一、中島浩一

▽林業構造改善推進協議会委員

石井重義、中島浩一

▽健康づくり推進協議会委員

中畑房治、成沢捨也、松野量平

池上一巳

事業所統計調査に ご協力を

企画調整課統計係
☎24100内線619

七月一日に、全国いっせいに事業所統計調査が実施されます。

この調査は、国勢調査と並ぶ国の最も基本的な統計調査であり、事業所について産業、規模別などの構成を明らかにすることがねらいです。このため、工場、店舗（飲食店、バーなども含む）、会社、

学校をはじめ、官公庁、神社などにいたるまで、あらゆる種類の事業所を漏れなく調べることになっています。

統計調査員が、六月二十五日から七月五日ごろまでに各事業所にお伺いしますので、この調査にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、記入していただいた事がらは統計を作るためのみに使用し、他の目的に使用することは決してありません。

水はつくられています 大切に使いましょう

全国水道週間 6月1日～7日



六月一日から七日まで全国いっせいに水道週間が行われます。水道週間は今年で二十三回目を数え、水道事業を広く理解していただくための各種事業が行われます。上田市でも、この週間に、水道事業に日ごろご協力をいただいている皆さんの水道大会を開催して、一層のご理解とご協力をお願いし、併せて長年水道事業にご尽力をいただいている方々の表彰を行います。また、各種技術講習会や市役所市民課前口ビーで、水道関係の図表などの展示も行います。

上水道の歩み

上田市の上水道事業は大正十二年一月給水を開始し、以来五十七年間にわたる歳月を経て今日に至っています。この間、市勢の発展

に伴う水の需要は増加の一途をたどり、そのための給配水工事も第一次拡張工事から第五次拡張工事へと整備拡充を図り、市民の皆さ

んの健康で文化的な生活を支えるために、積極的に対処してきました。

大正十二年に給水開始

上田市の大正十一年以前における市民の生活用水は、もっぱら河川、用水、井戸などを使用しており、飲料水の確保は極めて困難な状態にありました。

そのため、上水道の実現の声が各方面で強く叫ばれていました。大正三年には上田町議会に水道委員会が設けられて諸準備が進められました。大正八年、市制施行と



染屋浄水場

給水人口の増加に対処

以来、維持管理の時代を経て、昭和二十八年には市町村合併促進法による隣村合併が行われて給水人口が急増し、更に生活様式の変化や産業の発展などに伴い水の需要は、一層増加してきました。

この水需要に対処するため、第四次拡張事業終了の昭和五十一年までに、導配水管布設や石舟浄水場の拡充などの事業を行いました。昭和五十二年には第五次拡張事業として、第四次拡張事業の見直しを行うとともに半過、川西地区の簡易水道の合併を行い、更に、染屋浄水場の排水処理施設の設置、配水管布設替え、新興住宅地などの配水管布設など維持管理のための各事業を計画的に行い、給水体制の整備に努め今日に至っています。

んか

布)

お宅のじゃぐちが故障していませんか。「ボタン、ボタン」と落

水道のじゃぐちから流れる水の量は、じゃぐちの開きかたに

は故障していませんか。少しでも流れているとメーターが回り料金

の水や地下漏水の量は、市全体では大変な量になっています。

お宅のじゃぐちは

水漏れしていませんか

〈パッキンを無料頒布〉

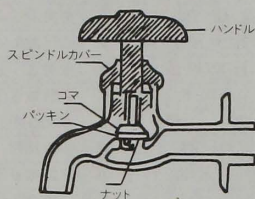
お宅のじゃぐちは故障していませんか。「ボタン、ボタン」と落ちるだけでも長い間には、かなりの水量になり、水道料金に加算されます。

このじゃぐちからの水漏れは、ほとんどが「パッキン」を取り替えるだけでなおります。

パッキンは、水道局で無料でお分けしています。ご家庭でも簡単に取り替えできますので左図の要領で取り替えてください。

(図参照)

- ①立上がりの下に付いている水拔せん（不凍せん）をとめます。
- ②じゃ口のせんを全開にして、プライヤーなどでスピンドルカバーを左に回してはずします。
- ③コマの先きにあるナットネジをはずし「パッキン」を取り替えます。
- ④スピンドルカバーを元どおりにはめ込みます。
- ⑤水拔せんを開いてください。水漏れはとまっています。



水道のいろいろな届け出

●引越してきたときや、今まで使っていない水道を使用するとき。	○使用再開届をしてください。 ○電話でも結構ですから早めにお届けください。 ○人居された日から料金が計算されます。 ○目のつくところに「使用中中止中」の票がありますので、それによって検針区コード、使用者番号を確かめてからお届けください。
●引越して行くときや、水道が不用になって廃止するとき。	○廃止届をしてください。 ○電話でも結構ですから早めにお届けください。 ○届出のあった日までの水道料金を現地で精算いたします。 ○この手続きをしないとあとで人居された人が迷惑します。
●使用者の名義を変更するとき、とくに死亡された方の氏名を変更するとき。	○使用者名義変更届をしてください。 ○印かん持参のうえ早めにお届けください。 ○水道料金は旧使用者の分も合せて新使用者の負担となります。

届けていただくところ

水道局業務課（南庁舎1階）

電話22-4100 内線506・507 有線2-0831

◎個人で水道料金を納めていただいている方に、電話料金、テレビ料金などと同じようにあなたの預金口座から自動的に支払いできる口座振替をお勧めします。

市内各銀行、信用金庫、信用組合、農協、労働金庫などで取り扱っていますので、預金通帳、印かん、水道料金納入通知書が領収書を持参し手続きしてください。

水道のじゃぐちから流れる水の量は、じゃぐちの開きかたによつて違いますが「ようじ」のじゃぐちからちよろちよろ

一日ドラムカン三本

は故障していませんか。少しでも流れているとメーターが回り料金に加算されますので、じゃぐちをたしかめてください。

漏水に注意しよう

水道のじゃぐち以外から流れ出

る水や地下漏水の量は、市全体では大変な量になっています。市内の指定工事店の協力により、漏水調査班が漏水を調査し早期修理を行っています。道路などで漏水を発見したら至急水道局へご連絡ください。

②〇八三一

☎22四一〇〇内線五・四有線

一九七二年六月、国連人間環境会議は「人間環境宣言」を採択しました。これを記念して世界



発見したら焼き殺すか踏みつぶす

アメリカシロヒトリの徹底防除を

緑の大敵アメリカシロヒトリの発生時期が近づいてきました。市は、今年も「アメリカシロヒトリ防除対策本部」を設け、各自治会、事業所などの協力を得て、積極的に撲滅運動を展開します。

一化期の山場は

六月中下旬

この運動が、より効果的に行われるよう、次のことを防除活動の参考にしてください。

①一化期の発生

一化期の発生は、今までの発生状況から、六月上旬から七月中旬と予想され、六月中下旬が発生の山場となります。

②二化期の発生

二化期の発生は、八月中旬から九月中旬と予想され、八月下旬から九月上旬が発生のヤマ場となります。

③撲滅運動

①②から最も効果的な時期をねらい、自治会ごとにいつせい撲滅デーを決めて、市民総参加の運動を行います。

④早期発見

アメリカシロヒトリ撲滅のコツは、まず一化期にお

⑤防除機の貸出し

ける早期発見です。発見次第、焼き殺すか踏みつぶしてください。

⑥有料薬剤散布

業者委託による有料薬剤散布は、昨年同様、二化期に自治会長さんからの申し込みにより、行う予定です。

水道の新・増設、故障修理は指定工事店へ

ご家庭の電気温水器、ガス湯沸器、太陽熱温水器などを取り付ける場合、水道と器具との接続工事は、市の指定工事店でないとできませんので、次の工事店へお申し込みください。

第1種指定工事店

工事店名	住所	電話
株式会社宮島鉄工所	天神2丁目2-3	22-2655
株式会社宮下組	踏入2丁目1-17	22-0271
合資会社石井設備工業	天神2丁目3-12	22-0302
株式会社工藤商会	下之郷乙294-5	38-6956
有限会社田丸工務所	常磐城6丁目11-13	22-3412
上野設備株式会社	中央北2丁目1-20	22-8022
有限会社大屋設備工業	大屋236-20	35-0217
株式会社昭和設備工業	中央2丁目24-22	24-3911
株式会社信和	常磐城3丁目13-17	24-3310
宮坂管工	中央5丁目10-13	22-8091
唐沢設備工業	住吉1577	24-2602
トキワギ水道工事店	常磐城6丁目9-10	22-1343
中央設備工業	常田2丁目22-32	22-2853
岩瀬設備	林之郷331	22-3741
株式会社川上商会	大手2丁目4-48	22-0858
島田設備工業有限会社	緑が丘3丁目17-9	27-5558
千曲電業株式会社	踏入2丁目18-26	27-3221
川西設備工業所	小泉849-1	24-3371
春原建設株式会社	住吉1767	22-7018
日本ガス水道株式会社	天神4丁目28-7	27-4434
有限会社真田設備	住吉689	22-0102
上野管工	諏訪形635-2	24-3290
池田水道工務所	秋和387-1	24-7612
長野プロパン株式会社	国分542	22-5518
有限会社本州管工	蒼久保1543-4	35-1054
有限会社中村商会	天神1丁目6-6	25-1046
有限会社城南ガス設備	上田原435	22-5123
有限会社小林設備工業所	本郷409	38-2400
ユニ設備	秋和882-3	24-6593
北原設備	緑が丘2丁目6-21	24-1797
宮林設備	神畑909-7	38-4050 24-8231
三栄工業有限会社	中央東1-13	24-1256
宮之上設備	芳田1040	24-0486
株式会社トワ管工	住吉59-2	27-6249
堀設備工業	古里42-5	24-0521

第2種指定工事店

工事店名	住所	電話
上田瓦斯株式会社	天神4丁目29-3	22-0454
宮尾商店	緑が丘1丁目22-27	22-1258
長崎商店	国分522-1	23-2950
株式会社千野商店	中央6丁目16-8	27-3133
堀内商店	中央西1丁目6-14	22-2613
株式会社武重商会	常田2丁目20-26	22-8456
サンリン株式会社上田営業所	芳田439-1	35-2603
中央工機産業株式会社	中央2丁目16-10	22-8600
上田市農業協同組合	大手2丁目3-3	22-8500
マキノ商会	中央4丁目18-2	23-2720
西沢設備	上室賀1606	31-8256
株式会社信菱空調設備	常磐城3丁目1-6	22-2747
有限会社青島タイル	御所356-3	24-6651
山本電気商会	別所温泉178	38-2123

第1種指定工事店…一般の給水工事を行います。

第2種指定工事店…水道に接続する湯沸器、温水器などに付帯する部分のみの接続、修理工事を行います。

きれいになってきた

上田市では、公共下水道の整備

浄化の手 つないで守る この自然



環境保護月間特集

一九七二年六月、国連人間環境会議は「人間環境宣言」を採択しました。これを記念して世界各国では六月を環境保護月間として、運動を展開しています。
上田市でも住み良い環境づくりを進めるため、別表のような行事を行いますので、市民の皆さんのご協力をおねがいします。

環境保護月間の主な行事

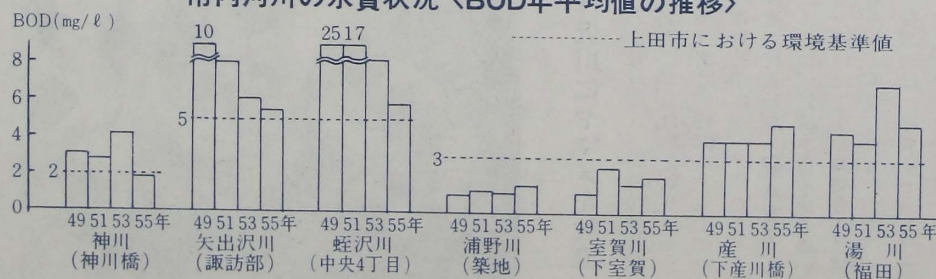
実施事項	期 間
河川パトロール	6月10日
河川水質調査	6月11日
講演会・映画 「生活と環境について」	6月19日 午後1:30～ 勤労者福祉センター
公害防止監視員研修会	6月23日
環境保全パトロール	6 月 中
公害防止施設などの点検	6 月 中
自動車排ガス調査	6 月 中
家庭雑排水浄化対策	6 月 中
河川などの清掃	6 月 中
自然保護パトロール	6 月 中
一日清掃日	6 月 中
廃棄物の分別徹底と 有効利用の啓発	6 月 中

生活環境課では、昭和四十九年から、市内を流れる主要な七河川の十二地点で、毎月水質調査を行っています。
ここでは、調査項目のうち汚染を知る重要な目安であるBOD(水中に含まれる腐敗性物質の量を示す値)について、その変化をグラフに示しました。上田市では河川ごとに水質の目標値(環境基準)を定めてあり、これと調査結果を比較してみました。
神川は上田市の上水道の重要な水源ですが、年々浄化が進み、現在は環境基準を達成し、良好な状況です。

市況です。市の中心部を流れる矢出沢川、蛭沢川の水質は、公共下水道の普及などに伴い、かなり浄化が進んできましたが、まだ環境基準を上まわっており、一層の浄化対策が望まれます。千曲川左岸を流れる浦野川や、室賀川の水質は、かなり良好ですが、産川、湯川では環境基準を上まわっています。市内を流れる河川の水質は、全体的にはきれいになってきましたが、住宅の増加している地域では、家庭から出される雑排水などにより、水質が悪化している場所もあります。

きれいになってきた わたしたちの川

市内河川の水質状況〈BOD年平均値の推移〉



上田市では、公共下水道の整備を進めるとともに、下水道のない地域では雑排水の簡易浄化そうの設置を進め、市内の河川をより美しくするよう努めていますので、皆さんのご協力をお願いします。

参考にしてください。

撲滅のコツは、まず一化期にお

込めにより、行う予定です。

みんなの力で きれいな郷土を



市内には、たくさんの川や農業用水があります。自治会をはじめ市連合衛生推進協議会、河川愛護会、公害防止監視員などの皆さんが中心となり、定期的に清掃を実施して、きれいな川にしようと努力をしています。

心ない人びとによって投げ捨てられた空きかん、空ビン、住宅の廃材など、また、風によって運ばれた発泡スチロール、ビニール製品が河川に落ち、美化をそこない、汚泥がたまったりして、大変迷惑

しています。

市民憲章の第一章に「自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまち」とあり、千曲の清流が市の中心を流れている様は、いつでも人の心をなごませてくれます。この恵まれた自然を郷土にもった私達市民一人ひとりが次の世代へ残すために、川の汚れについても深い関心をもち、お互いに河川をきれいにし、住み良い環境を作りたいものです。

清掃の方法は水と汚泥をくみ上げ、庭・畑などに穴を掘って埋める方法が一般的ですが、浄化そうの入口に細かい網目の袋（たまねぎの袋など）を取り付けると、それの時々取りかえるだけで簡単にゴ

市内には、市民の皆さんのご協力により、一万余基の家庭雑排水簡易浄化そうが設置されています。浄化そうの設置によって、河川は、きれいになってきましたが、浄化そうの清掃をしない場合には、悪臭の発生はもとより、せつかくたまった汚泥が流れ出て、効果が薄らいでしまいます。

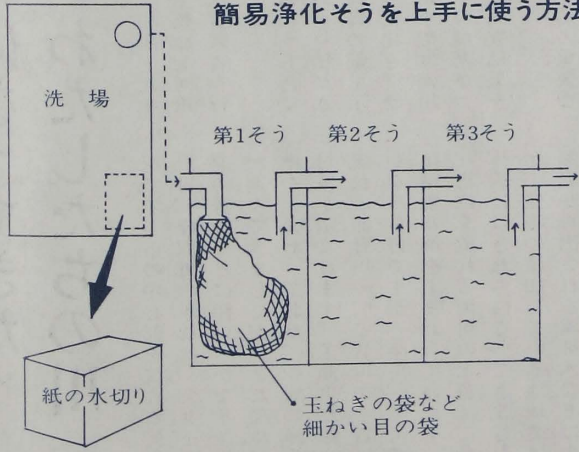
清掃は、最低二か月に一回、できたら一か月に一回は必要です。

こまめに掃除 簡易浄化そう *

ミが除かれます。この方法ですと、汚泥のくみ上げは、年四回ぐらいですみます。

なお、地区によっては、衛生検査の際に浄化そう内の検査を実施して効果を上げていますので、他の地区でも、地域ぐるみの清掃に取り組みしましょう。

簡易浄化そうを上手に使う方法



行沢川にヤマメを放流

去る五月九日、環境保護月間に先がけて、『自然を取り戻そう』を合言葉に、行沢川上流でヤマメの稚魚約千匹が、子供たちの手で放流されました。(写真右)

これは、岩清水自治会の強い要望を聞いた上小漁業組合のご協力もあり、実現したものです。

行沢川は、年間をとおして水量が豊かでヤマメやイwanaに適した水質であり、かつてはイwanaが生息していました。

この子供たちの放した稚魚が、やがては成魚となり、卵を産み、この川で自然繁殖するよう、みんなで見守りましょう。



上田市が騒音の

申川の景観基連が

55年度の苦情件数 161件

昨年よりやや減少

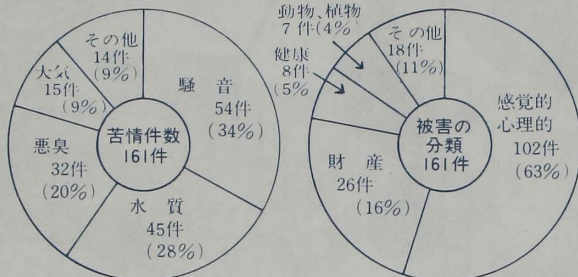
昭和五十五年 度中に生活環境 課公害係が、受 け付けた苦情総 数は百六十一件 で、五十四年度 の受付総数百八 十八件より、二 十七件減少しま した。特に悪臭 は十八件減少し ましたが、これ は五十五年の夏 が異常気象と言 われる冷夏であ ったことも原因 のひとつと考えられます。

年度毎の苦情数はピークであつた五十二年(二百二件)当時と比べ、近年はかなり減少してきました。これは工場などの公害防止施設面での充実、および公害を出さないという市民皆さんの意識の高まりによるものと考えられます。しかし、中には数年にわたり解決が長びいているといった問題もあります。

苦情の内訳はグラフIのように騒音・水質汚濁・悪臭の三つで八〇%余りを占め、続いて大気汚染その他の順になっています。地域的には、東部・西部・神科地区からの苦情が多く、この地区では、住居の増加にともない、工場・畜

舎などによる苦情が多い状況でした。

苦情による被害を種類別に表わしたのがグラフIIです。このうち一番多いのが感覚的、心理的被害で、全体の約六〇%を占めておりその大部分が騒音、悪臭といった身近な家庭生活に関連したものでした。中には日頃の隣り同士の話し合いが少なくないため、問題がこじれるといったケースもあります。市民の皆さんは、「他人には迷惑をかけない」といった心構えにより協力し合い、私たちの住み良い生活環境を守っていただきたいと思います。



グラフ I 苦情の種類別分類 グラフ II 被害の種類別分類

上田市が騒音の

環境基準地域に

上田市は長野県告示により「騒音の環境基準地域」に指定され、本年四月一日から施行されることになりました。

従来、特に大きい騒音を発生する機械(特定施設)を設置している工場(特定工場)には、騒音規制法による規制基準が定められ、これにより工場などの騒音は規制を受けてきました。

環境基準は、個々の騒音発生源の規制を目的とするのではなく、地域全体をあらゆる騒音から守ろうという行政上の目標となるもので、「維持されることが望ましい基準」です。これにより今まで規制の対象とならなかった一般の騒音に対しても、行政上の目標値ができたため、騒音問題に対しては指導体制が強化されたことになりました。環境基準は規制基準より厳しい値となっています。

下表がその内容です。環境基準は大きく二つの地域に分けて指定されました。一つはA類型として主に住居地域で、特に静かな環境を維持することが必要な地域であり、もう一つはB類型として、商

騒音の環境基準 (長野県告示第22号)

地域の類型	地 域
A	第1種住居専用地域 第2種住居専用地域 及び大屋、塩尻の一部
B	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

地域の類型	時 間 の 区 分		
	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 夕 (午前6時から 午後9時まで)	夜間 (午後9時から 翌日の午前6時まで)
AA	45ホン以下	40ホン以下	35ホン以下
A	50ホン以下	45ホン以下	40ホン以下
B	60ホン以下	55ホン以下	50ホン以下

(備考)

水質A類型：沈澱ろ過などの通常の浄水操作により飲用となる水質。

業・工業に利用される地域で、A類型より基準値はややゆるくなっています。

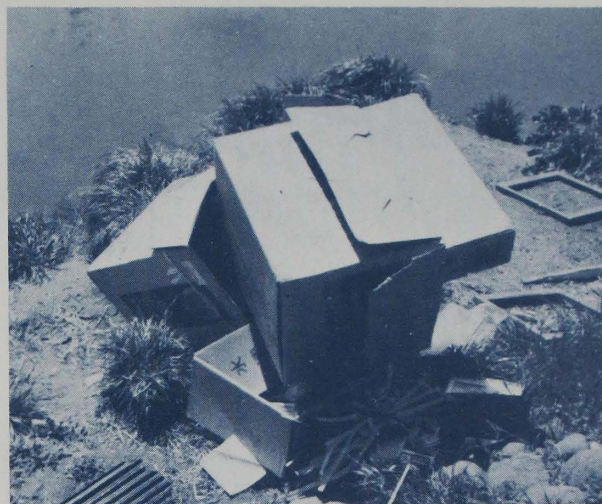
なお、工業専用地域と市街地の周辺地域は、ある程度の騒音の発生はやむをえない、または騒音問題がまだ著しくないという観点から環境基準は設定されていません。しかし、これらの地域についてもその状況の変化によっては順次規制の検討が進められます。

神川の環境基準が

一部改正

長野県告示により、昭和五十五年十月九日から神川に水質汚濁に係る環境基準の類型として、A類型(備考)があてはめられることになりました。神川には昭和四十七年四月一日の告示により、上田市独自の環境基準が定められていました。県の告示に伴い、一部に相違点が生じたため本年三月二十六日の公害対策審議会により、神川の環境基準を一部改正し、県の告示と同様のものに改正することが決議されました。

自然をよごす不法投棄



この写真は、心ない人により、河川に捨てられていたゴミの写真です。市では、このような場合には、ただちに調査をし、本人に片付けさせています。また、悪質なものについては、警察へ通報し処理しています。

道路、河川、山林などに物をむやみに捨てることは法律で禁止されており、不法投棄をした人は、三か月以下の懲役または二十万円以下の罰金という重い罰が定められています。

不法投棄は、川を汚したり環境を破壊する原因になりますので、絶対にやめましょう。

あき地の整備は

お早めに

暖かくなると、近くのあき地の雑草がたくさん生え、虫などが発生して困るといった苦情が増えてきます。

あき地に雑草が生えたと、へびやねずみの巣となったり、蚊が発生して近所に迷惑をかけ、耕作物にも被害を及ぼします。そして草が枯れると野火火災の原因となります。

「あき地の環境保全に関する条例」では、所有者（管理者）は、雑草

を刈採するなどあき地を整備し、住民の生活環境を守るよう義務づけられています。

所有者は自主的にあき地を整備し、人に迷惑をかけないようにしましょう。

ゴミゼロ 530運動を

推進しよう

環境美化の推進に、上田市、自治会連合会、衛生推進協議会が三者一体となり、ゴミゼロ運動を実施する運びとなりました。530運動は、すでに常磐町自治会で実施されており、ゴミをなくす運動として効果をあげています。

環境は家庭の延長のつもりで、次の標語を目標にして、今日から

今年も作品を募集

今年も環境保護月間事業の一環として、ポスターなどの作品を募集しています。

＜応募資格＞

○ポスター、作文は小中学生

○標語は児童、生徒及び一般県民

＜応募作品の内容＞

○生活環境、自然環境、不法投棄、公害防止などに関するもの
○応募方法及び締切期日



し尿浄化そうは 点検と清掃を

市内には、八百余のし尿浄化そうが設置されています。

し尿浄化そうは、汚物をバクテリアが食べることによって水をきれいにする装置です。バクテリアの繁殖に見合う空気量、汚泥のぬき取り、清掃などをしないと汚物がそのまま流れ出してしまいます。今までも、何回もこの様な例がありました。

浄化そうを設置している人は、定期的な点検と、清掃が義務付けられています。点検、維持管理などを行うため、し尿浄化そう維持管理組合などがありますので、全員が加入するようにしましょう。

部に豊殿小学校五年生の中山 悟君が入選しました。（写真左）

このほかにも作文の部で五中の三年生（五十五年度）持田真由美さんが入選しています。



“ポスター入選”

昨年、県が募集したポスターの

この道路の建設については、昭和二十三年、当時の旧別所村・浦

いことを示しています。

現在行われている一歳六か月児



別所越戸線が開通

30年来の願いが実現

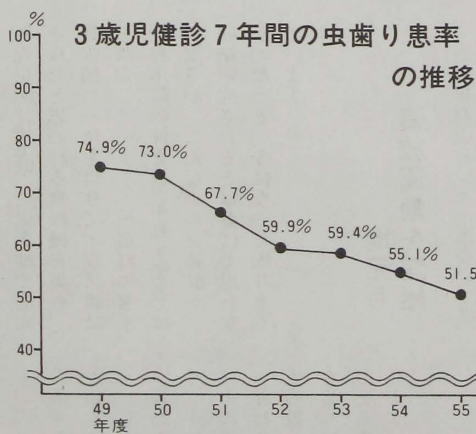
別所・越戸両地区の皆さんが、三十年以上にわたり開通を願っていた、市道別所越戸線がこのほど完成しました。五月九日には、石井市長はじめ関係者の皆さん約百人が出席し、越戸地区の起点近くで開通式を行いました。

この道路の建設については、昭和二十三年、当時の旧別所村・浦里村が中心になり、別所越戸線道路改良促進期成同盟会をつくり、各方面に建設を働きかけてきました。それが、三十年以上もたった今日になって、やっと実現したものです。

今後は、塩田と川西が産業・文化など各分野にわたって、いっそう交流を深めるものと期待されています。



▲開通した別所越戸線（峠から別所地区を望む）
▲五月九日の開通式では、石井市長（左から三人目）らがテープカット



この7年間に、虫歯のある子が大幅に減りました。この背景として、昭和50年度から乳児健診（9か月児）のときに、歯科医師、および歯科衛生士による母親への保健指導が行われてきていることが、大変よい結果につながったものと考えられます。

健康づくり

3歳児の虫歯 51%に減少

上田市では、三歳児で虫歯のある子が昭和四十九年には全体の七四・九%であったのが、五十五年には五一・五%と著しく減少してきています。この数字は、他の市町村に比べかなり低く、上田市のお母さん方が虫歯予防に意識の高

いことを示しています。現在行われている一歳六か月児健診では、虫歯のある子が全体の八・五%います。やはり虫歯になる子供さんは――①母乳をまだ与えられている、②甘いお菓子や飲み物をほしがるとまめに与えられている、③お母さんから歯みがきの指導を受けていない――などの理由により、虫歯になっているようです。しかし、かなりのお母さん方は、三歳になるまでには市販されているお菓子や飲み物など、甘い食べ物はいっさい与えないで、夜寝る前には必ず子供さんの歯みがきにがんばっています。

お母さんの愛情と努力で、子供さんを虫歯から守ってあげましょう。

ポルノ自動販売機の追放を

県外業者が吉田地籍に七台設置

この四月、市内吉田地籍にポルノ雑誌専門の自動販売機が、県外業者により七台設置されました。市少年育成センター事務局では、地元市民からの通報で直ちに調査を開始、設置者には文書で撤去の

申し入れをしました。しかし、このような自販機の撤去には、警察や行政の力だけでは限界があることから、地元でも追放の住民運動を開始しました。今後は、この住民運動に市民の力を結集し、ポル

ノ雑誌自販機を追放しましょう。

俗悪出版物のはんらん

最近、長野県内は、ビニール本に代表される俗悪出版物のはんらん傾向にあります。ビニール本専門店やスタンド販売店の増加、自販機収納誌の俗悪化など、青少年の健全育成、非行化防止にとって、憂慮すべき状況にあります。

市内においても、昨年ビニール本専門店、大人のオモチャ店が開業したのに続き、四月初旬には国道一四三号線ぞいの吉田地籍（古吉町）に、ポルノ雑誌自販機が七台設置されました。昼間は、中の見えないマジックミラー式の自販機も一部ありますが、夜になると点灯され、見るに耐えない裸体写真の表紙が浮き出されています。

まさかポルノ雑誌が

設置者は、県外業者の埼玉書籍

販売企画（埼玉県）で、各地で追放されたと思われる自販機を集め、貸店舗の一角を借りてポルノ雑誌を販売しています。川辺町の家主や材木町の仲介者（不動産業者）は「まさか、こんなポルノ雑誌が、収納販売されるとは夢にも思わなかった」と、今になって困りきっています。

地元も追放運動を開始

市少年育成センター事務局では、地元市民からの通報と撤去要望に、直ちに調査を開始。前例のない数の多さとポルノ雑誌専門の収納に、青少年に与える影響を憂慮し、設置者には速やかに撤去するよう、文書で申し入れをしました。

地元でも、小中学校の通学路でもあり、保育園児ものぞき見といった状況に耐えかね、自販機追放の住民運動を開始しました。

五月二十一日には、初めての会合を開き「青少年に有害な俗悪雑誌自動販売機追放連絡協議会」を結成させ、会長には青木武喜さん（吉田自治会長）を選出しました。同協議会では、今後、撤去を申し入れた要望書を地権者や設置者へ送ったり、署名活動も進めるなどして、自販機の追放をめざします。

ポルノ雑誌自販機は、その特性

上、いつでも、誰でも、こっそり入手できるため、思慮分別の未熟な中高生への歯止めは不可能です。しかも、この自販機は、ポルノ雑誌を三百〜六百円で売っており、小学生でも買うことができるほどの低価格です。

非行少年の調査結果や、中高生の数々の性非行事例でも明らかに、ポルノ雑誌が青少年に与える悪影響は、大なるものがあります。

解決には市民運動で

各地の例によると自販機の撤去には、警察や行政の力だけでは限界があるようで、市民運動がなくてはじめて解決の方向に動いています。今こそ、市民皆さんのご理解ご協力をいただき、市民の力を結集してポルノ雑誌自販機を追放しましょう。

今後は、ポルノ雑誌自販機の設置を阻止するためにも、次の点——
▽「買わない、見せない、置かない」の三つの運動
▽土地、建物は貸さない、売らない。電源提供もしない。
を私たちの生活に定着させましょう。



吉田地籍に設置されたポルノ雑誌専門の自動販売機

今後、「土地、建物を貸してほしい」との依頼があった場合、不審に思われる点がありましたら、青少年対策室（☎24100内線680）までご連絡ください。

少年補導委員の活動に ご理解ご協力を!

少年補導委員は、自治会推薦80名、各学校1名推薦の教師29名、警察署婦人補導員2名の合計111名で組織されています。

委員の皆さんは、市長の委嘱を受け街頭指導を中心に、環境浄化、少年相談などの活動をととして、青少年の非行化防止、健全育成に活躍しています。「親切をして、お節介といわれる身のつらさ」でなく、「うちの子を叱(しか)ってくれてありがたい」というような、市民皆さんの温かいご理解ご協力をお願いします。

補導委員の主管は、上田市少年育成センター(市役所西庁舎2階)で、青少年対策室にあります。ここには、少年相談室も完備され、補導委員がこの窓口にもなっていますので、お気軽にご相談ください。



街頭補導する少年補導委員の皆さん

(地区関係補導委員)

昭和56・57年度 少年補導委員名簿

(敬称略)

地区	氏名	自治会	電話	地区	氏名	自治会	電話	地区	氏名	自治会	電話
東部	藤沢 一夫	踏 入	22-1946	城下	沓 掛 覚	下 塩 尻	24-5907 (27-6622)	室賀・小泉	池 田 昌	上 室 賀	31-2333 (31-8291)
	熊 木 貞雄	上 常 田	22-5941		市 川 美佐子	諏 訪 形	24-4693 (22-2110)		小 山 茂 人	下 室 賀	有線3301
	内 河 正 広	中 常 田	22-7382		北 沢 貞 子	中 村	22-3705		赤 羽 亮 二	小 泉	23-8199
	半 田 信 夫	下 常 田	22-2832		矢 杉 直 次	三 好 町	24-0222	[学校関係補導委員]			
	田 中 生 男	北 常 田	24-3923		竹 田 和 夫	御 所	22-7839	城	宮 入 周 三	清 明 小	
	中 林 敏 夫	材 木 町	22-9569	川辺・泉田	山 岸 実	中 之 条	23-2630 (22-8314)		片 田 章 偉	西 小	
神川	小 林 克 吉	大 屋	35-0536		吉 池 安 信	千 曲 町	24-8655		小 林 重 之	北 小	
	小 沢 信 一	久 保 林	35-0708		塩 川 いづみ	川 辺 町	23-1358	北	森 大 造	塩 尻 小	
	飯 島 市五郎	下 堀	24-6000	神科	征矢野 セ づ	川 辺 町	22-9419		小 林 正 路	二 中	
	馬 場 千代子	上 沢	22-8638		山 木 久	川 辺 町	23-2954		林 典 男	三 中	
南部	田 中 勇 次	南天神町	22-2356		湯 浅 二三夫	倉 升	27-7856	城	小見山 祐 治	東 小	
	上 村 常 子	北天神町	24-6037	豊殿	田 中 稔 男	下 之 条	24-2239		戸 田 敬 雄	神 川 小	
	山 口 紀美子	松 尾 町	27-1218		清 水 徳 男	吉 田	22-4801		禰 津 直 行	神 科 小	
	飯 島 和 子	鷹 匠 町	22-6186	中塩田	清 水 徳 一	伊 勢 山	24-8609	東	甘 利 嘉 三	豊 殿 小	
中部	竹 内 トイミ	本 町	23-0243		梅 木 実	西 野 竹	24-7370		高 桑 一 哲	一 中	
	田 中 一 郎	本 広 町	24-3636		寺 口 偏 伸	染 屋	23-2575	城	相 馬 弘	五 中	
	滝 沢 てる子	大 手 町	22-0281	東塩田	保 坂 留 蔵	蛇 沢	24-9485		宮 原 夏 人	城 下 小	
	綿 貫 晴 夫	横 町	22-1974		川 上 馨	長 島	23-2476		市 川 武 司	川 辺 小	
中央	三 橋 俊 二	海 野 町	22-6116		酒 井 利 次	林 之 郷	27-2625	塩田	田 中 敏 子	浦 里 小	
	安 藤 美智子	原 町	22-1460	西塩田	依 田 織 江	赤 坂	27-7820		今 井 紹 夫	室 賀 小	
	須 藤 浩 男	馬 場 町	24-8815		時 田 嘉 造	五 加	38-2257		佐 藤 敬 祐	小 泉 小	
	荻 野 久和夫	丸 堀 町	22-4618	別所	関 洸	上 本 郷	38-2021	高	横 沢 孝 一	四 中	
北部	山 口 喜代子	木 町	22-6432		安 藤 悦 次	上 小 島	38-2891		中 沢 郁 夫	川 西 中	
	志 摩 充 彦	北 大 手	23-2611		原 柳 平	保 野	38-4523		大 島 利 昭	東 塩 田 小	
	滝 沢 順 子	上川原柳町	22-5311	西塩田	皆 瀬 榮 治	石 神	38-2672	校	竹 田 三 郎	中 塩 田 小	
	北 沢 寿美江	下川原柳町	27-3254		依 田 泰 則	下 之 郷	38-3882		井 沢 ちさ子	西 塩 田 小	
東部	宮 坂 敏 子	愛 宕 町	22-4049		若 山 昭 夫	奈 良 尾	38-3379	高	石 井 真 弓	別 所 小	
	東 井 純 一	鍛 冶 町	23-0906	別所	竹 花 義 榮	中 組	38-5725		秋 山 春 夫	塩 田 中	
	水 野 恒 雄	下 房 山	22-6864		武 田 保 雄	十 人	38-2883		桜 田 敏 彦	城 南 高	
	那須野 みつ子	新 田	22-7053	別所	鷺 原 常次郎	東 前 山	38-4396	校	竜 野 篤	上 田 高	
西部	都 筑 廣 幸	西 脇	22-4898		勅使川原 功 手 塚		38-4068		近 藤 義 人	千 曲 高	
	太 田 はる江	諏 訪 部	22-5457		竹 内 輝 雄	塩 田 新 町	38-2576		高 地 典 雄	東 高	
	平 松 イ ウ	緑 が 丘	22-2728	浦里	齊 藤 圭 子	院 内	38-3659	校	北 原 良 人	染 谷 丘 高	
	齊 藤 安 子	新 屋	22-6934		鎌 原 祐 幸	大 湯	38-2081		[警察関係補導委員]		
塩尻	塚 本 章	緑 が 丘 西	22-2083		石 河 利 唯	分 去	38-4567		市 川 庸 子	上 田 警察署	
	和 田 豊 実	城 北	22-1196	浦里	南 沢 崇 善	岡	31-2206		宮 坂 れん子	上 田 警察署	
	成 田 守 夫	秋 和	24-1007		井 沢 汪 子	越 戸	31-2314				
	小岩井 徳 夫	上 塩 尻	22-8349		笠 原 藤 治	浦 野	31-3389				

お知らせ



「海の家」のご利用を

7・8月谷浜・能生に開設

生活環境課生活係

☎241000内線301

毎年、市民の皆さんに好評の「上田市海の家」を、今年も七月一日から八月三十一日まで、谷浜海岸と能生浜海岸に開設します。お気軽にご利用ください。

＜申込方法＞

遅くとも一週間ぐらい前までに、直接電話で海の家に予約してください。(例年、七月下旬から八月上旬にかけては、利用者が集中します。なるべくこの期間を避けて計画することも、考えてみてはいかがでしょうか)
また、日帰りで利用する場合も予約してください。

「海の家」料金および利用時間

		利 用 料 金		利 用 時 間
飯田屋	宿 泊 (2食付)	大人3,700円	小人3,400円	午後1時～翌日午後1時
	日帰り (食事なし)	大人 800円	小人 600円	午前10時～午後4時
かなはち	宿 泊 (2食付)	大人3,500円	小人3,200円	午後1時～翌日午後4時
	日帰り (食事なし)	大人 800円	小人 600円	午前10時～午後4時

＜料金および利用時間＞

左表のとおりです。

＜開設場所＞

▽谷浜海岸：旅館「飯田屋」

働く婦人の家 婦人教養講座 受講生募集中

働く婦人の家 ☎272988

対象者：市内に住んでいるか、市内の事業所に勤めている婦人
申込方法：働く婦人の家へお申し込みください。電話申し込みもできます。

婦人教養講座日程表

講座名	回数	曜日	時 間	講 師	講演月日
あらゆる分野への男女の共同参加	1	土	午後 1.30～3.30	長野婦人少年室長 伊東寿美さん	6月20日
婦人と法律	1	土	午後 1.30～3.30	弁護士 花岡正人さん	7月11日

新潟県上越市長浜一三五
北陸線谷浜駅下車、駅前
☎0255(46)2101
2757
▽能生浜海岸：民宿「かなはち」
新潟県西頸城郡能生町
北陸線能生駅下車、バスで約五分
☎02556(6)2316

生きがいある老後は 上田市高齢者学園で

社会課

☎241000内線378

高齢化社会に対応して開設される「上田市高齢者学園」は、すでに開校している県老人大学と各公民館の老人大学との中間的機関で、お年寄りの生きがいある老後をめざします。
募集人員：百名
学園年限：一年
学習場所：老人福祉センター、または市民会館
学習内容：①一般教養科目(健康管理、政治経済、趣味など)、

役所の仕事で相談ある方

気軽に行政相談委員さんへ

このほど、国務大臣行政管理庁長官から次の4名の皆さんが、行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員の皆さんは、市民の皆さんから役所に対する「道路・農地・公害・登記・各種年金・福祉関係」など、種々の苦情や要望の申し出を受け、国や県、市と一緒にって問題の解決を図ったり、改善に努めます。

相談は秘密を守り無料ですので、お気軽にご相談ください。

＜行政相談委員＞

清水直彦さん 大字芳田1107 ☎248224
松川 隆さん 大字吉田454-1 ☎244715
鋒城直己さん 天神4-19-16 ☎226176
宮下深禅さん 大字下之郷541 ☎333029

②専攻科目(郷土史、文学など)
入園資格：おおむね六十歳以上の市内在住者で、心身共に健康な方

授業料：授業料は徴収しません。

(ただし、教材費のうち個人負担を適当とするもの、および自治活動費などは学生負担とします)

出願手続き：入園願書に所要事項を記入し、願書に添付されている通知用ハガキに四十円切手を

はって、宛先を明記し、市役所社会課へ持参または郵送してください。

(入園願書は、各公民館および社会課にあります)

申込期限：六月二十日(出)

入園者の決定：選考により行います。

入園式：七月上旬の予定です。

入園式：七月上旬の予定です。



上田市観光協会では、長野県観光キャンペーン「さわやか信州」のイベントのひとつとして、観光バスでの「城下町上田めぐり」を実施します。

この機会でないといられないコースです。あなたも参加してみませんか。申し込みは、上田市観光協会へ。

期日：六月六日・十三日・二十日（各土曜日）

時間：午後一時上田駅発、同四時上田駅着

観光課内上田市観光協会
☎2241000内線608

参加してみませんか
城下町上田めぐり

コース：上田駅―上田城―芳泉寺―大輪寺―龍洞院―上田駅
会費：二千円

できなかった結婚式
無料でプレゼント

第二次大戦などで結婚式を挙げることができなかった人たちのために、県美容業環境衛生同業組合では、七月十九日、上田市民会館で無料の集団結婚式を実施します。

これは、当日同会館で開く県美容技術選手権大会に合わせて行われるもので、参加希望者を東信地方から二十組ほど募集し、先着順に受け付けます。この結婚式は、上田市長と同組合の藤本貞恵理事長のご媒酌で行われ、当日の参加者には、同組合が花嫁、花婿の各種式服や結髪までのいっさいと記念品を、また上小写真組合では、記念写真の無料奉仕をいたします。

希望者は次へお申し込みください。佐野つな子（中央三―一一一―一八 ☎22三六九〇）

力作がイッパイ
障害者の油絵展

宝池月影寮（精神薄弱者更生援助施設）で昨年から入寮者の特別

活動として行っている絵画教室の油絵展を次により開催します。

会場は四十点におよぶ力作でいっぱいです。国際障害者年でもあり、入寮者の励みにもなるこの油絵展に、多数のみなさまのご来場をお待ちしています。

とき：六月十二日（金）―六月十五日（日）まで

ところ：オギノギャラリー（中央二―二一九）

高齢者健康教室に

お出かけください

保健予防課保健相談室
☎2241000内線291

高齢者の皆さんに健康で長生きをしていただくために、五月から十月まで、全市三十か所での「高齢者健康教室」を開きます。

対象地区の六十歳以上の皆さん、またご希望の皆さんどなたでも大勢お出かけください。

内容

- ① 血圧測定、健康相談
- ② 大切な日常生活について
家庭のみそしるの塩分測定（おわん一杯分のみそしるを容器に入れてお持ちください）
- ③ 長生きの食事について
- ④ 健康づくり運動とレクリエーション

高齢者健康教室日程表

月	日	曜日	時間	対象地区	会場	月	日	曜日	時間	対象地区	会場
5	27日	水	午前9.30~11.30	大手町	大手町会館	7	3日	金	午前9.30~11.30	千曲町	千曲町集会場
	30日	土	"	泉町	泉町会館		4日	土	"	越戸	越戸公民館
6	1日	月	午後1.30~3.30	下常田	常田会館		6日	月	午後1.30~3.30	染屋	染屋公民館
	2日	火	"	北大手	三区会館		8日	水	午前9.30~11.30	五加	五加公民館
	6日	土	午前9.30~11.30	緑が丘	緑が丘会館		10日	金	"	平井寺	平井寺公民館
	8日	月	午後1.30~3.30	国分	国分公民館		11日	土	"	泉平	泉平児童会館
	10日	水	午前9.30~11.30	下紺屋町	下紺屋町公会堂		13日	月	午後1.30~3.30	下室賀	下室賀生活改善センター
	13日	土	"	上房山	上房山公会堂		17日	金	午前9.30~11.30	横町	横町公会堂
	15日	月	午後1.30~3.30	愛宕町	愛宕町公会堂		20日	月	午後1.30~3.30	大久保	大久保公民館
	20日	土	午前9.30~11.30	三好町	三好町会館		22日	水	午前9.30~11.30	保野	保野公民館
	22日	月	午後1.30~3.30	築地	築地公民館		25日	土	"	中組	中組公民館
	24日	水	午前9.30~11.30	吉田	吉田公民館		29日	水	"	川辺町③	川辺町児童会館
6	27日	土	"	秋和	秋和公民館	10	30日	木	"	十人	十人公民館
	29日	月	午後1.30~3.30	下堀	下堀公民館		31日	金	"	上青木	上青木公民館
	30日	火	"	中吉田	中吉田公民館		6日	火	"	岩清水	岩清水公民館

実務能力開発訓練の

スポーツ教室

ジュニア早朝テニス(硬式)

の受講生募集

体育課振興係
☎2241000内線555

募集対象者：中学生男女

募集人員：三十名(定員になり次第、締め切ります)

実施日：六月十六日(火)から七月一日(水) 毎週火・水・木・金曜日

午前六時から七時

場所：市営西コート

受講料：千円(傷害保険代含む)

準備品：ラケット、テニスシューズ

申込方法：六月八日から十三日まで

に、保護者が体育課に受講料を添えてお申し込みください。

電話及び保護者以外の方による受け付けはいたしません。

自然運動公園

市営プールの

監視員を募集

体育課施設係
☎2241000内線557

資格：健康で水泳経験のある三十歳までの人(学歴・性別は問いません)

勤務時間：午前八時三十分から午後五時

日給：三千五百円

人員・期間：若干名、約三か月間
必要書類：自筆の履歴書、写真添付のこと

自治会長の変更

四月一日付の「広報うえだ」で五十六年度の自治会長名簿を掲載しましたが、その後、自治会長の変更がありましたので、お知らせします。

▽学海北自治会長 藤田栄三さん
電話☎6482

家内労働法は

あなたを守る

法律です

家内労働法は、製造業者などから委託を受けて、自宅で物品の製造加工などに従事している家内労働者の皆さんの工賃、就業時間、安全衛生などの労働条件の改善を図るために定められた法律です。次のことを参考に、家内労働法で定められた事項が守られているかどうか点検し、また自ら労働条件の向上に努めましょう。

- 一、委託者から家内労働手帳を交付してもらい、納入する物品の数量や工賃の単価などをきちんと記入してもらいましょう。
- 二、工賃の支払いは、現金で全額を一月以内に受けましょう。
- 三、仕事による災害を防止しましょう。
- 四、働く環境を整え、健康で明るい家内労働にしましょう。

贈与と税金



個人から財産をもらったとき、もらった人に贈与税が課税されます。贈与は主に夫婦や親子の間で行われることが多く、申告をうっかり忘れる人も案外います。贈与税は、一年間に個人からももらった財産の合計額から、基礎控除を差し引いた額に税率を掛け、税額を算出します。

生活のすべてに安全を

七月一日は

国民安全の日

七月一日は「国民安全の日」です。この日は、国民一人ひとりがすべての災害を防止するには「何をすべきか」を考え、実行する日として総理府が提唱しているものです。

本年の「国民安全の日」は、「生活のすべてに安全を」をモットーとしていろいろな行事が行われますが、この日を契機に、もう一度生活のまわりについて安全いっせ点検をし、すべての災害の防止に努めましょう。

子供の歯の健康相談

とき…6月7日(日)、午前10時から午後3時
ところ…海野町会館1階
内容…歯の検診と相談、歯みがき指導、食事とおやつコーナーなど



保護者が目を光らせて安全に

子供の水の事故

子供は水遊びが大好きですが、6月になると子供の水の事故が目だって増えます。子供の水の事故は保護者の責任——と心得て、ふだんから子供にはよく注意しましょう。



時間：七月二十日から八月二十日まで

時間：毎週火曜日午後六時から

内容：経理を知らない人でも

講師：経営戦略研究所長

実務能力開発訓練の

受講生を募集

上小高等職業訓練校
☎22666

上小高等職業訓練校では、次のとおり実務能力開発訓練の受講生を募集します。

① パーソナルコンピュータ入門コース

内 容：…全くの初心者、コンピユーターを理解し基礎が組める

ところまで
期 間：七月二十日から八月二十四日

時 間：毎週月曜日午後六時から九時、七回で終了

募集人員：二十四名

※商業部門の皆さんにもお勧めします。

② 工場改善コース
内 容：現状の分析見直しから作業改善、工程改善、標準化、社内制度の確立まで

期 間：七月十四日から八月二十五日

同和教育の面ではどうでしょうか。

前回でふれましたように心理的な差別、いわゆる私たちの心に根強く残っている同和地区に対する偏見、あやまった考え方をなくするため、現在学校でも小学校から同和教育が行われています。社会教育の面でも同和教育課が中心となり、長期計画をたてて解放会館や各公民館が先頭になり、各種団体と密接な連けいを保ちながらすすめております。どれだけの成果が上ったかの判断は形に現れないものだけに非常にむずかしいと思います。

市で同和問題に対する意識調査を行いました。そのなかで、(1)あなたは同和教育は必要でありますか。という問に対し、必要である

時 間：毎週火曜日午後六時から九時、七回で終了

募集人員：三十名

③ 実践コストダウンコース
内 容：コストを全く新しい視点から見直し、徹底的にぜい肉を取り去ろうとするV Eのワークショップ

期 間：十一月十七日から十二月二十二日

時 間：毎週火曜日午後六時から九時、六回で終了

募集人員：三十名

④ マネジメントゲームコース

と答えた人が五六%ありました。つまり同和問題に対する理解が深いことがわかりました。

また、同じ設問に対し、同和教育を以前から取り組まれている川西や塩田地区の意識調査の結果と比較しますと、やはり同和教育を先に取り組んでいる地区程、その成果がはっきり数字に表われています。

また、同和問題の最大の難関といわれる結婚問題も、本人同志の愛情に支えられた自由な結婚がたいぶ結ばれています。これらが同和教育の成果といえると思います。

同和对策事業、同和教育についての今後の課題になる点はどうでしょうか。

内 容：経理を知らない人でもゲームを楽しみながら、原価計算から決算実務とそれに基づいた確な意志決定を実践的に習得

期 間：十一月二十一日から十二月二十六日

時 間：毎週土曜日午後一時から四時三十分、六回で終了

募集人員：十八名

◇ ◇ ◇

締め切り：各コースとも定員になり次第、締め切ります。

受講料：各コース六千円（テキスト代を含む）

同和对策事業特別措置法の期限が五十四年三月末日となっておりましたが、三か年延長され五十七年三月末日までとなっており、残すところあと十か月であります。残された事業をこの期間に法の精神をふまえて計画的に推進することです。またこれに対し、すべての市民の深いご理解とご協力をお願いする次第です。

一方、同和教育に課せられた課題は非常に大きく、事業の面と違い先にもふれたように、心に根強く残る偏見をなくすることは、ただお金をかけてなくなるといふものではありません。そこで同和教育が、いかに大切であるかわかりただけだと思います。

今まで関係者が同和教育に取り

講師：経営戦略研究所長 沖 平吉さん（昨年と同じ）
会場：申込先：天神二四一五五 上小高等職業訓練校

訂正おわび

「広報うえだ」五月十六日発行 第八三九号の二ページ、「春の叙勲」中、宮本邦彦さんの略歴のうち「県高等学校長会長、信濃教育会常任理事」は、係の調査ミスによる誤りでした。訂正しておわびします。

組んできたなかで一つの大きな悩みは、「同和教育は同和地区の問題」であって、自分とは直接関係がない、人ごとであるという考え方が、まだまだ多いということです。そして、今の世の中に部落差別などないではないかと考えている人、さらに自分は「差別意識」を持っていないと信じている人がたくさんいます。しかし現実には部落差別はいくつかの事件として起きていますし、部落差別以外の差別もたくさんあります。

従って部落差別を頂点とするあらゆる差別を完全になくすためには、市民一人ひとりが同和問題を自分の問題としてとらえ、差別を許さない人間に変革する努力が大切です。

（つづく）

おめでとう

(四月三十日現在)

次の皆さんがなくなりました。
つつしんでごめい福をお祈りいたします。

宮入 忍さん

(中央一丁目)

三橋義治さん

中村たまさん

神田直江さん

宮下やいさん

(踏入二丁目)

細谷勝子さん

上野かつじさん

酒井けさ江さん

(常田三丁目)

小林久雄さん

(中央四丁目)

三井恒男さん

大沢茂雄さん

(中央西二丁目)

舟坂与作さん

荒井政江さん

山崎俊男さん

(緑が丘三丁目) 緑が丘西

宮本たまえさん

藤沢熊兵衛さん

春原まつ江さん

野中 勇さん

山浦国嗣さん

石坂昭二さん

一之瀬あきよさん

松尾町 八一

上本郷 四七

院内 七九

中村 七八

踏入 八三

長島 五一

岩下 七八

上常田 七七

新田 七六

漆戸 五八

緑が丘 七七

中野 七七

野倉 八三

小泉 七二

大久保 七八

上塩尻 五八

下組 六七

上田原 九二

御所 五三

大日本 七六

甲田まさのさん

山崎睦雄さん

小林テウさん

小林 恒さん

保屋野志みずさん

大石きみえさん

(中央四丁目)

西脇さんさん

宮沢まちよさん

(中央西二丁目) 下紺屋町

石井元次さん

石井かずさん

(中央三丁目)

柳沢ヨセさん

小池あさいさん

春原みとめさん

宮沢さたのさん

宮島俊一さん

滝沢宗良さん

佐藤たつ子さん

(中央一丁目)

和田けんさん

片山和之さん

福井栄一さん

(中央二丁目)

橋詰石子さん

(中央北一丁目)

母袋与重郎さん

石谷仁太郎さん

清水清一郎さん

(常磐城四丁目)

長沢嘉助さん

斉藤一男さん

青木金太郎さん

(中央三丁目)

五加 八二

みすず台北 五六

大屋 七九

倉升 六三

保野 七四

木町 八四

三好町 七九

半過 七七

馬場町 六七

塩田新町 八〇

八木沢 五二

林之郷 八五

西前山 七八

染屋 〇

上塩尻 七四

鷹匠町 五七

下小島 七九

舞田 五

海野町 五四

新田 七七

下塩尻 七七

倉升 九〇

諏訪部 八八

金剛寺 七六

五加 三一

横町 八一

増田ミツさん

(常田二丁目)

小山ヨシさん

堀内常雄さん

(天神四丁目) 南天神町

大野恵司さん

北沢正道さん

増沢兵衛さん

杉村重利さん

(中央五丁目) 上川原柳町

宮沢勝意さん

関 美代さん

(中央五丁目)

中村鶴子さん

(天神三丁目)

関谷百子さん

上常田 七九

浦野 八四

学海南 四

上塩尻 三九

中村 八四

西前山 八八

下房山 七三

泉平 八一

仁古田 五一

くらしを守るあなたの国民年金

④7

保険料免除の手続きはお早めに

国民年金の保険料は、1か月分が4,500円ですが、失業や低収入などのため、保険料の納付が困難な方は、申し出によって保険料が免除されることがあります。

7月までに手続きをすれば、今年の4月分から向う1年間は有効です。保険料が免除されても、障害年金などは納めた人と同様の額を受けられますから、未納のままにせず、必ず市役所国保年金課国民年金係に免除の申し出をしてください。

ただし、老齢年金は免除を受けた期間だけ1/3に減らされますので、保険料を納められるようになったら、すぐに追納をしてください。10年以内の分ならば、旧保険料でさかのぼって納められます。

〈国保年金課国民年金係 ☎224100内線284・有線②0711〉



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人々が調和した、住みよいまちです。わたくしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。